

大分県報

令和二年
第七一号
一月十四日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
解除予定保安林（三件）……………	一
道路区域の変更（二件）……………	二
宇佐都市計画道路の変更案の縦覧……………	三
公 告……………	三
契約者等の公示……………	三
都市計画図書の縦覧（三件）……………	三

○告示

大分県告示第十七号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和二年一月十四日

一 届出の概要
大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス中津中殿店
中津市中殿町三丁目二番一 外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
エムエル・エステート株式会社
代表取締役 芳野 秀俊

令和二年一月十四日

3 変更した事項
東京都港区虎ノ門一丁目二番六号

大規模小売店舗を設置する者の名称
変更前 ケイエル・リース&エステート株式会社
変更後 エムエル・エステート株式会社

4 変更の年月日
令和元年十月一日

二 届出年月日
令和元年十二月五日

三 関係書類の縦覧
縦覧期間
令和二年一月十四日から令和二年五月十四日まで

2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年五月十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。
令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 解除予定保安林の所在場所
日田市前津江町大野字ウスキ七〇番一五、七〇番四五、七〇番五二、七〇番五三
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由

大分県報（告示）

指定理由の消滅

大分県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市前津江町大野字ウスキ七〇番二〇、七〇番二二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

日田市前津江町柚木字ハチハミ四五八番（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い

て一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長 備考

県道川登白 杵線	白杵市大字乙見字西平一 一七〇番一の二から 白杵市大字乙見字大道畑 一五〇七番一地先まで		前	後	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	A	B	一・〇 五・〇	三九・六 一〇・一			

大分県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年一月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員 延長

一般国道五 〇二号	白杵市大字搔懐字ビワガ淵四八番二 から 白杵市大字搔懐字西ノ間戸一九六六 番二まで		前	後	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
	A	B	二〇・〇 九・〇	二六・五 一〇・八	一、一五五・〇	一、一五五・〇

大分県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり宇佐都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。

なお、宇佐市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類
宇佐都市計画道路
- 二 都市計画の変更に係る事項
宇佐都市計画道路中三・三・一号柳ヶ浦上拝田線ほか三路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・三・一号 柳ヶ浦上拝田線 字末金	宇佐市大字江須賀	宇佐市大字上拝田 字カン子田	一部区域の変更
三・三・一五号 黒川松崎線 字黒川添	宇佐市大字順風新田	宇佐市大字松崎字鶴野	一部幅員の変更 一部区域の変更 一部構造形式の変更 車線数の決定
三・四・一三号 長洲北宇佐線 字外野田	宇佐市大字長洲	宇佐市大字北宇佐 字五ヶ辻	一部区域の変更 車線数の決定
三・五・二〇号 江須賀線 字中村	宇佐市大字江須賀	宇佐市大字江須賀 字御神子山	一部区域の変更 車線数の決定

（区域は、別図のとおり）

- 三 都市計画変更の案の縦覧期間
令和二年一月十五日から
令和二年一月二十九日まで
- 四 縦覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。
令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
平成三十一年度税制改正等に係る県税総合情報管理システム法人課税関係改修業務委託一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部税務課
大分市大手町三丁目一番一号
 - 三 随意契約の相手方を決定した日
令和元年十一月十九日
 - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧
 - 五 随意契約に係る契約金額
四千九百二十八万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
- 令和二年一月十四日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年一月十四日

大分県報（告示・公告）

日田市都市計画用途地域（日田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

日田市都市計画道路 三・四・十三号丸山五和線（日田市決定）

三・五・十七号三郎丸西有田線（日田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年一月十四日 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

日田市都市計画公園 三・二・三号星隈公園（日田市決定）

七・四・一号慈眼山公園（日田市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課